

別表 審査受託料の額

第1 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）

（令和6年4月1日）

審査受託料 容量		審査受託料の額							
		1千キロリットル以上 5千キロリットル未満	5千キロリットル以上 1万キロリットル未満	1万キロリットル以上 5万キロリットル未満	5万キロリットル以上 10万キロリットル未満	10万キロリットル以上 20万キロリットル未満	20万キロリットル以上 30万キロリットル未満	30万キロリットル以上 40万キロリットル未満	40万キロリットル以上
(1) 設置の許可申請に係る審査	特定屋外タンク貯蔵所 (浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所を除く。)に係る審査	792,000 円	963,000 円	1,080,000 円	1,368,000 円	1,602,000 円	3,663,000 円	4,806,000 円	5,841,000 円
	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る審査	1,305,000 円	1,548,000 円	1,728,000 円	2,124,000 円	2,466,000 円	5,076,000 円	6,516,000 円	7,911,000 円
(2) 完成検査前検査申請に係る審査	基礎及び地盤に係る審査	378,000 円	504,000 円	657,000 円	864,000 円	981,000 円	1,494,000 円	1,710,000 円	1,908,000 円
	溶接部に係る審査	477,000 円	612,000 円	927,000 円	1,269,000 円	1,602,000 円	3,087,000 円	3,771,000 円	4,320,000 円
(3) 定期保安検査申請に係る審査	底部の板の厚さ及び溶接部に係る審査	—	—	712,500 円	969,000 円	1,235,000 円	2,992,500 円	3,676,500 円	4,237,000 円
	溶接部に係る審査	—	—	675,000 円	918,000 円	1,170,000 円	2,835,000 円	3,483,000 円	4,014,000 円
	底部の板の厚さに係る審査	—	—	300,000 円	408,000 円	520,000 円	1,260,000 円	1,548,000 円	1,784,000 円
(4) 臨時保安検査申請に係る審査	底部の板の厚さ及び溶接部に係る審査	304,000 円	437,000 円	712,500 円	969,000 円	1,235,000 円	2,992,500 円	3,676,500 円	4,237,000 円
	溶接部に係る審査	288,000 円	414,000 円	675,000 円	918,000 円	1,170,000 円	2,835,000 円	3,483,000 円	4,014,000 円
	底部の板の厚さに係る審査	128,000 円	184,000 円	300,000 円	408,000 円	520,000 円	1,260,000 円	1,548,000 円	1,784,000 円

「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」とは、浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所をいう。

「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」とは、浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所をいう。

第2 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所

審査の区分	審査受託料の額			
	容量	40万キロリットル未満	40万キロリットル以上 50万キロリットル未満	50万キロリットル以上
(1) 設置の許可申請に係る審査		5,337,000 円	6,723,000 円	9,810,000 円
(2) 完成検査前検査申請に係る審査		8,388,000 円	11,340,000 円	15,570,000 円
(3) 定期保安検査申請に係る審査及び 臨時保安検査申請に係る審査		2,421,000 円	2,907,000 円	4,347,000 円

第3 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）

審査の区分	審査受託料の額
設置の許可申請に係る審査	513,000 円

（備考） 1 審査受託料の額には、消費税及び地方消費税を含む。

2 第1及び第2の容量の表示は、屋外タンク貯蔵所の危険物の貯蔵最大数量をいう。

3 変更の許可申請に係る審査受託料は、第1の(1)の項、第2の(1)の項及び第3の区分に従い、それぞれ当該受託料の額の2分の1の額とする。

4 変更の許可に係る完成検査前検査の審査受託料は、第1の(2)の項及び第2の(2)の項の区分に従い、それぞれ当該受託料の額の2分の1の額とする。